

危険な

あきや

令和7年度

# 特定空家を解体する ための費用を補助します!!

八雲町では、町民のみなさんが安心して生活することができる環境を確保するため、倒壊や建築部材などが飛散するおそれのある危険な特定空家の解体工事にかかる費用の一部を補助しています。

第2期受付期間

令和7年6月16日(月)～令和7年7月31日(木)



※申込みが多数あり予算額を超えた場合は、抽選となります。

※第3期受付期間：第2期で予算額に達しない場合、8月1日(金)以降に随時受付します。

特定空家等で、不良度の測定  
が事前に必要です。

最大

50万円



連絡先：八雲町役場 建設課

TEL：0137-62-2115

## 補助の対象となる空家

- 特定空家等に認定されたもので、住宅地区改良法に規定する「住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」に基づき判定される評点の合計が100点以上で、かつ、周辺への影響の緊急度が高いと判定されたもの（町が判定します）

## 補助の対象となる経費

- 補助の対象となる空家の解体のほか、その空家の存する敷地内の門、塀および樹木などを全て除却し、更地にするために要する費用  
（立木や家財道具などの処分費は除きます）
- ※ 一戸建ての住宅で、住宅と店舗等のほかの用途を兼ねているものは、住宅の部分に限ります

## 補助金の額

- 補助率：補助の対象となる経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）
- 補助限度額：50万円

### 注意事項

- ・既に施工業者と契約していたり、工事に着手している場合は、補助の対象になりません。
- ・補助の対象となる工事は、申請年度12月末日までに完了しなければなりません。
- ・補助の対象となる工事について、他の公的制度による補助等と重複しているものは、補助の対象になりません。
- ・住宅の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がる場合があります。

## 手続の流れ



## 補助の対象者（申請者）

- 補助の対象となる空家を所有している個人の方
- 町税等の滞納のない方  
※八雲町外に在住の方は、八雲町の証明のほかにご自身が住む自治体での証明が必要です。
- 暴力団員でない方

## 施工業者の要件

八雲町内に本店を置く、次のいずれかの事業者

- 建設業法に基づく解体業の許可を受けた事業者  
（土木工事業、建築工事業、解体工事業）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく、解体工事業の登録を受けた事業者

※空家等対策の推進に関する特別措置法より

- 「空家等」とは、建築物及びこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- 「特定空家等」とは、そのまま放置すれば、
  - ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ・著しく景観を損なっている状態
  - ・周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等

## 手続に必要な書類

### 事前調査を申し込むとき

- 不良度測定調査申込書

### 補助金の交付申請をするとき

- 補助金交付申請書【様式第 1 号】
- 実施計画書【様式第 2 号】
- 町税の納税証明書（補助金交付申請者の分 ※発行後 1 か月以内のもの）  
※八雲町外に在住の方は、八雲町の証明のほかにご自身が住む自治体での証明が必要です。
- 住民票（補助金交付申請者の分 ※発行後 3 カ月以内のもの）
- 解体しようとする空家の登記事項証明書（※発行後 3 カ月以内のもの）
- 解体しようとする空家の付近見取図および各階平面図
- 解体しようとする空家の全景写真（2 面以上）
- 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類  
※ **解体工事に関する建設業の許可を受けている業者で、八雲町の競争入札参加資格の有資格者として建設工事の業種に登録されている場合は、原則、下記の書類は省略できます。**
  - 商業・法人登記事項証明書、または営業証明書（※発行後 3 カ月以内のもの）
  - 「建設業許可通知書」の写し、または「解体工事業の登録について（通知）」の写し
- 解体工事の見積書の写し（補助対象部分が区別されているもの）
- 補助金の振込先（補助金交付申請者名義の補助金の振り込みを希望する口座）

### 実績報告書を提出するとき

- 実績報告書【様式第 9 号】
- 解体工事の工事請負契約書の写し
- 工事写真（施工前および施工後の写真）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）D 票の写し
- 解体工事の請求書の写し

### 工事内容を変更するとき

- 工事内容等変更申請書【様式第 6 号】
- 変更後の実施計画書【様式第 2 号】
- その他工事の変更内容が分かる図面および書類

- ※ 「写し」と書いてあるもの、および  マークの書類については、コピーで構いません。
- ※ 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類は、一度提出すれば、その年度内は提出不要です。
- ※ 上記のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。

